

奈良県警察署協議会運営規則及び奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

奈良県公安委員会

委員長 島本 太香子

奈良県公安委員会規則第3号

奈良県警察署協議会運営規則及び奈良県警察組織規則の一部を改正する規則
(奈良県警察署協議会運営規則の一部改正)

第1条 奈良県警察署協議会運営規則(平成13年4月奈良県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「16人以内」を「13人以内」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(委員の定数の特例)

2 令和6年3月28日から令和7年5月31日までの間における第2条の表の規定の適用については、同表中「20人以内」とあるのは、「25人以内」とする。

(奈良県警察組織規則の一部改正)

第2条 奈良県警察組織規則(昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2の(1)奈良警察署の表近鉄高の原駅前交番の項の次に次のように加える。

西 大 寺 交 番	奈良市西大寺南町
-----------	----------

別表第2の2の(2)奈良西警察署の表西大寺交番の項を削る。

附 則

この規則は、令和6年3月28日から施行する。